

維新政府と汪兆銘政権の留学生政策 制度面を中心に

三好 章

はじめに

1937年11月末、陪都重慶に首都機能を移転した蒋介石を中心とする国民政府は、1938年以降はすでに交戦国となった日本への留学生派遣を中止し、統計数字の上からは中国大陆から派遣された日本への新規の留学生派遣は、皆無となっていた¹⁾。しかし、1940年3月、日本の支援のもと成立した汪兆銘を首班とする国民政府（以下、混乱を避けるために「汪政権」とする）は、首都を南京に定めてこれを「還都」と宣言し、国旗に関しても、さまざまな経緯はあるにせよ、青天白日満地紅旗を採用し²⁾、日本への留学生派遣も継続した。また、汪政権以前にあっても、日本側による政権樹立工作の結果、1937年12月には土克敏を首班に北京に中華民国臨時政府（以下「臨時政府」）、1938年3月には梁鴻志を首班に南京に中華民国維新政府（以下「維新政府」）³⁾が設立されていたが、いずれも日本への留学生派遣を継続していた。それらを統合する形で成立した汪政権は、自らの主張では正統かつ正当なる中華民国政府であり、その意味からも国民政府の留学生派遣政策を当然のように継承したのであった。この結果、華中を中心にして、汪政権側から送り出された公費留学生（以下「公費生」）は、1940～1944年の足かけ5年間で306人に達している⁴⁾、いっぽう、私費留学生（以下「自費生」⁵⁾）については、1942年には公費生71人に対して115人にのぼっている⁶⁾。戦後、1946年5月に国民政府教育部が実施した調査によれば、公費生・自費生あわせて434人が日本での勉学を続けていたという⁷⁾。この数字は、日中戦争全面化によっても、中国からの留学生が、その送り出し主体は異なった

とはいえ、中断しなかったことを意味しているが、それは戦前のピークの20分の1程度にまで落ち込んでいる⁸⁾。しかし、汪政権成立は日中戦争が激化してゆく中でのことであり、さらに1943年以降は日中間の行き来も次第に困難になっていったことを考え合わせると、政権の性格はともあれ、その努力は評価さるべきではないだろうか。

本稿では、華中に成立した維新政府と汪政権の留学生日本派遣政策について、1937年以前の国民政府時代の政策を下敷きに、というよりほぼそのままの焼き直しで実施されたこと、実際の留学生派遣の後に制度が策定されたこと、そして、その背景にある日本の要請と華中の状況を中心に、華北の臨時政府を含めてそれぞれを比較しながら検討することを主な目的とする。

1. 1937年7月以前の国民政府の留学生政策

清末の1896年から日中戦争が全面化した1937年まで、およそ5万人以上の中国人留学生が日本を勉学の地に選んだが、盧溝橋事件からの1年ほどの間に、当時日本に滞在していた留学生のうち8000人余りが帰国したという⁹⁾。その動きは、1937年9月下旬に国民政府教育部が「撤離敵国、回国参戦」を呼びかける¹⁰⁾以前からはじまっており、7月初めから9月初めまでの約2か月間に4000人近くが帰国し、10月下旬段階でなお日本にとどまっていた留学生は403人であった¹¹⁾。それでは、彼らはどのような規定に基づいて日本に留学したのであろうか。また、臨時政府あるいは維新政府が具体的な留学生政策を決定する以前、日本に残っていた中国人留学生はどのような法的規定の中にあっただけであらうか。

1927年に首都を南京に定めた国民政府は、翌

1928年末、「選派留学生暫行辦法大綱」を定め、さらに1930年4月には第2次全国教育會議を開催し、教育部長蔣夢麟が中心となって「改進全国教育方案中改進高等教育計畫」¹²⁾を採択して経費増額など留学政策の強化を図った。さらに、1933年6月には「国外留学規定」全46条を制定して¹³⁾、これが日中戦争全面化前の留学生政策の基本となった。そしてこれは、後述する維新政府および汪政権の留学政策にも基本的に継承されていった。ここで、その要点を示しておきたい。

まず、国外留学の資格については、公費生・自費生を問わず、いずれも国内の公立あるいは認可された私立の専科学校以上の卒業、そして国内において2年以上の技術的職務に就いていることが求められ、公費留学生はそのうえに価値のある学術著作あるいは業務の上で重要な業績をあげていることが条件であった。公費生の選抜試験は各省市で実施する一次試験と中央の教育部がおこなう二次試験とからなる。一次試験では身体検査¹⁴⁾を必須とするほか、普通課目として「党義」¹⁵⁾、「国文」、「本国史地」、「留学国国語（作文、翻訳、会話）」が課せられ、さらに専門科目3科目が加えられた。二次試験では「留学国国語」に加えて専門科目2科目であった。また、留学生証書制度が実施され、選抜試験合格後、留学生は留学証書を受領してからでなければ旅券が発給されず、留学すべき学校も紹介されなければ奨学金補助も受けられなかった。帰国時には、卒業証書¹⁶⁾の提出が業務に就くための条件とされた。留学生管理に関しては、公費生は特別の事情と各省市から中央の教育部に対する許可申請のないかぎり、専攻科目や留学国の変更はできず、それに違えば留学資格を取り消し、強制帰国、すでに受領した経費一切の返済が求められた。また公費生は、各学期開始前に前学期の生活状況¹⁷⁾と成績を主任教授の証明書付で留学生管理機関を通して教育部と各省市に提出することが定められていた。そして留学期間は最短2年、最長6年と定められ、公費生・自費生とも帰国後2か月以内に卒業証書を教育部に提出し、各省市派遣の留学生は当該省市が審査のうえ記録し、統一的に業務に配属することとされていた。

2. 汪政権以前の留学生政策

(1) 中華民國維新政府の留学生政策

南京に成立した維新政府は、1938年12月26日、教育部令として全5章44条付表2にわたる「留学規定」を制定した¹⁸⁾。これは、1年ほどの短期間しか存続しなかった維新政府唯一の総合的な留学生政策とあってよい¹⁹⁾。とはいっても、これは上述の国民政府の「国外留学規定」をほぼ踏襲したものであり、さらに後述する汪政権の留学規定にも基本的に継承されていった。ここで維新政府「留学規定」の内容のうち主だった部分について紹介しておきたい。

まず、第1章総則において国外への留学をおこなう者をこの規定で管理することを述べ、それが公費生・自費生いずれにも該当すると指摘する。また、各省市は留学経費の項目のもとに留学奨励金制度を設け、当該省市の自費留学生のうち成績優良者を督励するよう規定するいっぽう、「国体を汚し、あるいは学業を怠る者、および不法行為をなす者は所在国の留学生管理機関に留学資格取消、強制帰国を要請し、公費生である者はすでに受領した一切の費用を追徴すべし」とする。

第2章では公費生について述べられる。ここで注目すべきは、第5条が「各省市が国外における専門学術研究に選抜派遣する場合、理農工医などの研究科目の種類に重きをおく」とはじまることであろう。この点は、後述するように1930年代、国民政府が進めてきた留学生派遣政策全体の基調とも符合する内容である。

第8条において出願資格は3項目に分けられ、(1) 国内外の公立または認可された私立専科学校以上の卒業生で、専攻希望学科に関連する技術的職務に2年以上従事した者、(2) 国内外の公立または認可された私立専科学校以上卒業後、2年以上継続して専攻希望学科を研究し、相当の専門的著作あるいは業績をあげた者、(3) 国内外の公立あるいは認可された私立大学あるいは独立学院²⁰⁾卒業生、のいずれか1項目を満たすことを要求していた。

第9条では、出願時に必要な書類として、卒業証書²¹⁾やそれに添付する写真2葉とそのサイズ、履歴書、在職証明書²²⁾、成績証明書をあげ、つ

づく第10条でそれらの書類審査に合格した者に本試験受験を認めるとする。

公費生採用試験は二段階に分けられ、各省市の教育主管部門による一次試験²³⁾の合格者に対して中央の教育部が二次試験²⁴⁾を課すことになっていた。第11条では試験の具体的なプログラムが示されている。まず一次試験の最初にあるのは(甲)身体検査²⁵⁾で、これに合格しないとつづく学科試験および二次試験に進むことはできない。次の(乙)普通科目では、「国文」・「本国史地」・「留学国国語(作文翻訳会話²⁶⁾)」が課される。いうまでもなく、「国文」は漢語であるが古文を含むか否かは記述がない。また「留学国国語」の場合、現実には日本語のみであったはずであろう。なお、ここで注目すべきは、国民政府が課していた「党義」が課目として存在していないことである。理由は記されていないが、1年余の短命政権であった維新政府が成立当初の政策として「現在のこの状況下に於て先づ着手する要あるは各省の領土主権を戦前の状況に恢復させることである。新政府の政策としては秩序を恢復させ被禍難民を慰撫する。農村を安定し商業を復興させることを以て四大政綱とすることに決定して居る」²⁷⁾としていたことから考えても、国民政府の「党義」に代わるものを準備できなかったからと考えたほうがよい。さらに(丙)専門科目では、各自が専攻を希望する学科に照らして最低3科目以上を選択することとなっていた。この場合、全体で何科目あるのか、3科目以上選択した場合はどうなるのか記載はないが、常識的に考えれば志願者ほぼ全員が3科目受験であったと思われる。

つづく二次試験では(甲)「留学国国語」、(乙)専門科目2科目以上を選択するとされた。一次試験の「普通科目」、二次試験の「留学国国語」に特段の注記はないが、いずれも全員必修であったと考えて差し支えあるまい。配点比率に関しては、第12条において、一次試験では「国文」・「本国史地」をあわせて25%、「留学国国語」25%、専門科目を50%とし、二次試験では「留学国国語」に専門2科目の合計3科目の平均点を採るとしている。総じて「留学国国語」の比率が高いが、外国留学ということを考えれば母語以外での講義を

受講する以上、納得できる割合である。

公費生試験合格者は、第14条の規定によれば、正当な理由がないかぎり二次試験合格後3か月以内に出国して留学に出発しない場合、その資格を取り消された。また、第15条では渡航および帰国経費に関して定め、旅費は各省市からの留学経路などを勘案し、給付手続は各省市の規定に従うが、出国に際しては学費および3か月分の留学経費を当該国の貨幣価値²⁸⁾を基準に支給することとした。留学中の勉学及び生活に対する管理については、第17条で特別な事由と許可を得ないでの専攻変更の禁止、第18条で各学期ごとの学業成績を指導教授の証明書類と当該国の留学生管理機関の証明書を添えて中央の教育部と各省市に提出すること²⁹⁾とし、いずれの場合でもそれに従わない場合は強制帰国、経費の全額返済が要求された。また、公費生は帰国後2か月以内に各省市に報告に出向かねばならず、少なくともその留学期間相当の期間を各省市の要請にしたがって当該地域で業務に服すこととし、それに違えば受領した経費すべてを返済する義務が、第23条で定められていた。

自費生に関しては、第3章で述べられている。自費生の場合、教育部や地方の教育行政機関が経費を心配する必要はないので、留学のための資格、留学期間中の学生管理が主要な内容となっている。資格に関しては第25条において(1)公立あるいは認可された私立の「5年制」³⁰⁾ 中学以上の卒業者、(2)公立あるいは認可された私立の高級職業学校卒業者とされ、公費生より簡素化されているものの、大きな違いはない。資格要件を満たした志願者は、教育部の試験を経ることとされていたが、その具体的な規定は記されていない。学生管理に関する第26条では、第18条の公費生の場合と同じく各学期ごとの成績など報告が要求され、要求に違えば強制帰国であった。そして、第31条で帰国後2か月以内に卒業証書を中央の教育部に提出すること、と定めていた。これによって、留学したことが公式に履歴として認められたのである。その他、公費・私費いずれの場合にも適用される留学生資格を得るために必要な留学証書について第4章で規定し、第36条では留学

証書受領後に外交部あるいは外交部が委託する旅券発行機関に旅券を申請し、関係国領事館に査証を申請することとし、自費生の場合留学証書取得後3か月以内の出国を第37条で義務づけていた。

さて、維新政府は1939年9月1日、日本の外務省負担による公費生37人、うち女子5人を選抜し、1人を除き留学に赴いた³¹⁾。選抜された公費生には前日の8月31日付で留学証書が発給され、1940年2月末現在、日華学会経営の東亜学校³²⁾において日本語の学習中であった³³⁾。維新政府派遣の公費生は、日華学会を通じて志望する大学に紹介を依頼している³⁴⁾。

(2) 中華民国臨時政府の留学生政策

華北に成立した臨時政府も、維新政府同様、日本への留学生派遣政策を継続した。臨時政府は、形式的には1940年3月30日に成立する汪政権に吸収されたとはいえ、実際はその影響下に入らず、「自治」を敷いていた。しかしながら、その留学生派遣政策は維新政府や汪政権との類似性が強い。言い換えれば、臨時政府も国民政府の制度を踏襲するしかなかったのであり、実際に政権を掌握していた日本としても、実質的な占領統治をおこなう以上、行政の継続性を無視することはできず、そうする以外に選択肢はなかったのである。

さて、臨時政府は1939年1月24日付で「発給留日自費生留学証書暫行条例」を公布した³⁵⁾。これは、臨時政府が留学生政策を制定した最初であり³⁶⁾、受け入れ国である日本も盧溝橋事件後の対応として、これを受け入れている³⁷⁾。条例は全9条からなり、対象が自費生に限定されていることから維新政府やつづく汪政権の「留学規定」に比べきわめて簡素であるが、内容に関しては見るべきものが多く、同時に共通するものが多い。第1条で「自己ノ費用ニ依リ或ハ私人又ハ法人ヨリ派遣セラレ且費用ノ供給ヲ受ケ日本ニ留学シ…」と自費生の定義を行い、第3条で留学証書取得資格を示す。資格は2点あげられいずれかひとつを満たせばよいとされる。すなわち、「一、公立又ハ既ニ認可ヲ経タル私立ノ学校以上ノ学校を卒業セル者」と、「二、公立又ハ既ニ認可ヲ経タル私立ノ高級中学又ハ右ト同等ノ学校ヲ卒業セル

モノ」であった。これは、国民政府・維新政府さらにつづく汪政権の規定と大きく変わるところではない。また、第7条で規定する留学証書取得後の出国猶予期間3か月も同様である。

2. 汪政権の留学生政策

(1) 留学生の派遣

汪政権は、1940年3月30日の成立後、南京はじめ統治下の国立大学の接管管理を進め、経費などの管理を進めた³⁸⁾。その上で同年7月9日に開かれた行政院第15次会议において、留日公費生選抜のための選考委員会を組織し、実施方法の審査をおこない、そのための予算を策定した³⁹⁾。これは、1か月半前の5月24日に、日本の駐南京大使館より汪政権教育部に対して華中方面の留学生25名を派遣するよう要請があったことにはじまっている⁴⁰⁾。汪政権に対し、実際に統治している範囲での留学生派遣を要請したのである。このように、後述のように蒙疆政権及び華北政務委員会の統治地域を除外することは、当初から決まっていた。そしてまた、中国における学年末を過ぎ、前年に維新政府も実施した留学生派遣の日程がせまっていた。

派遣実施の過程を追ってみる。まず7月2日に開かれた第14次行政院会議の席上、行政院長汪兆銘より教育部に対して、留日学生派遣のためのがらを議論するよう指示があり、それに応じて、教育部を中心に外交・教育・内政の3部が審議にあたり、指示を受けた教育部からこの年の派遣計画が提案された。すでに、6月には「教育部二十九年度留日公費生考選委員会組織大綱」を制定して委員の人選をおこない、教育部部長趙正平を委員長に、同次長樊仲雲、戴英夫を副委員長とし、他に8人を委員とする「教育部留日公費生考選委員会」を立ち上げ、「留日公費生選抜に関わる一切のことがらを処理する」としていた⁴¹⁾。この委員会は6月27日に第一次会議を開いて「教育部二十九年度留日公費生考選辦法」の策定を開始していたのである⁴²⁾。

7月4日午後3時、教育部会議室に外交部司長陳海超、内政部参事陳祥霖、教育部司長錢慰宗が集まり、教育部部長趙正平を主席とし、教育部科

長兪義範がオブザーヴァー⁴³⁾として加わってさらに審議をおこなった。この5名が、実際の留学生派遣責任者とみなされる。審議は基本的に銭司長と陳参事の発言を中心に進められ、以下の結論を出した。まず、6月に最初の案が出されていた「教育部民国二十九年度留日公費生考選委員会組織大綱」のうち、第2条を改訂して考選委員を旧大綱の11人から15人に増員すること、教育部が派遣あるいは招聘にあたること、派遣留学生の数は、日本の外務省の示した25人に対して10人増員して35人とするよう要請すること、理・工・農・医・薬・教育・社会科学の7分野にそれぞれ7等分して派遣すること、採用基準としては、一次試験は地域を、二次試験は成績をもとにする、という改訂がなされた⁴⁴⁾。これらをふまえて、「教育部民国二十九年度留日公費生考選辦法」が策定され、1940年度の日本派遣留学生の選考が進められたのである。後述のように、「国外留学規定」は翌1941年5月に制定される。このため、1940年度の派遣は旧規定、すなわち維新政府の「留学規定」にそって進められたと考えられる。すでに述べたことではあるが、ことは行政の継続性に関わる問題であり、何より日本からの要請が先にあり、また留学期間が複数年にわたる以上、安易に新たな規定を作ることはできなかつたのである。

「教育部民国二十九年度留日公費生考選辦法」では、これが教育部留日公費生考選委員会の決議によるものとその根拠を示し、そして汪政権中央が扱う留学生選抜の範囲から「蒙疆華北の両処」を除き⁴⁵⁾、また広東からすでに選抜された15名の名簿が送られてきていることをことわった上で、実際の業務手続とその日程を規定している。それらは、後述の「国外留学規定」にほぼそのまま踏襲されることになる。まず、出願にあたって志願者は申請書2部⁴⁶⁾、高級中学以上の学校の卒業証書、卒業証書遺失の場合は確実な証明書、最近の上半身撮影の写真2葉⁴⁷⁾、履歴書2部の提出が求められた。

志願者に対しては、まず選抜試験に先だつて「銓衡」⁴⁸⁾がおこなわれた。これは、各省市の教育行政機関が身体検査⁴⁹⁾、書類審査、口頭試問

をおこなうもので、本試験前の事前審査の色彩が強く、基礎資格の確認とあってよい。維新政府の「留学規定」には事前の口頭試問は定められておらず、後述する汪政権の「国外留学規定」にもない。実施細則としての意味合いのある「考選辦法」であるがゆえの記述であり、実際の派遣留學生選考は、第一段階としてこのようにおこなわれたと考えて差し支えあるまい。「銓衡」で資格ありと認められた学生は二次試験の半月前におこなわれる一次試験を受験するが、それは教育部からの試験問題を委託された各省市教育行政機関が実施し、南京・上海・江蘇・杭州市を含む浙江・安徽がそれぞれ25名、湖北・漢口⁵⁰⁾がそれぞれ15名を選抜し、二次試験によってその中から正規生25名、補欠⁵¹⁾5名を選抜することとなっていた。

具体的には7月25日、一次試験が南京・上海・蘇州・杭州・蚌埠・武昌・漢口で実施された。試験科目は「国学常識」であった。試験成績は答案原本とともに中央の教育部に送付され、試験の結果は8月3日に公表された⁵²⁾。各地域別の合格者は江蘇12名、浙江9名、安徽3名、湖北9名、南京41名、上海19名、漢口19名の合計112名であった。二次試験の前までに日本側との交渉がまとまり、本来の受け入れ人数であった25人に対して3人増員が認められ、1940年度の日本派遣留学生の総数は28人に落ちついた⁵³⁾。

つづいて8月10日午前8時より、二次試験がおこなわれた。実施場所は「考選辦法」では南京と上海の2か所で、南京には江蘇・安徽・湖北・漢口および南京の各省市での一次試験合格者が、上海には杭州市を含む浙江および上海の各省市の一次試験合格者が参集することとされていた⁵⁴⁾。しかし、実際には8月10～11日の2日間にわたる試験が、南京・上海・湖北・漢口の4か所を会場に実施された⁵⁵⁾。試験科目は「国文」「外国文(日・独・英・仏より任意の1科目選択)」「数学(代数・幾何・三角)」「自然科学(物理・化学・生物より任意の1科目選択)」「口頭試問」「身体検査」に加え、専攻希望関連科目⁵⁶⁾であった。一次試験、二次試験とも試験科目では、維新政府の「留学規定」、後述の汪政権の「国外留学規定」とも若干の出入りがあるが、「留学規定」と「国

外留学規定」とでは、「数学」「自然科学」が専攻希望学科に関連する科目とされていることから考えると、一次試験での課目が「国学常識」のみ、二次試験でも身体検査が科されるなど、汪政権最初の留学生派遣として一時的に試験科目の検討を行っていたと考えられる。それでも、いざ試験が実施されることになると、「数学」「自然科学」という名称は消え、志願者の希望する専攻に従った科目の試験を課すことにするなど、かなりの揺れが見られる。試験科目の変更は志願者にとってきわめて大きな意味を持つのであり、これがどれほど周知されたのか、疑問は残る⁵⁷⁾。

8月17日、二次試験成績の集計完了が完了して19日には考選委員会が招集され、派遣留学生候補者が最終的に決定した。本来日本側が了解したのは28名だったが、合格者は34名、特別許可⁵⁸⁾4名の合計38名であった⁵⁹⁾。これは、日本側が了解した28人以外の10人を公費生にしたためであり、そのうち4人の特別許可者はすでに日本留学の経験があるものの学費が続かずに中途帰国した者であった。20日、南京の《新報》《中報》、上海の《新申報》《中華日報》⁶⁰⁾に予定通り合格者名簿が発表され、あわせて該当者に対して9月1日以前に教育部へ出向くよう指示を發した。もともとは、8月25日、採用された派遣留学生は南京に集まり、訓話⁶¹⁾を受けた後、旅費・通行証・防疫証⁶²⁾などをそろえ、教育部の係員に引率されて日本に向かうこととされていた。実際には、彼ら合格者は9月1日には、病気による出国延期願を出した2名を除き、全員教育部へ赴いた。2日、南京市建鄴路にあった国立中央大学において3日間の集中訓練をおこない、出国前に、日本の社会、政治、経済、教育などの状況、すなわち日本事情についての講義を受けた。4日には汪精衛自ら日本派遣留学生を接見し、すでに予定されていたように翌5日には南京の日本大使館および総領事館にて訓話を聴いた⁶³⁾。6日、留学生は教育部係員2名の引率で上海へ向かい、そこで渡日手続をおこなういっぽう、上海日本総領事館および興亜院華中連絡部において訓話を聴いた。そして、9月9日、京都帝大留学中の学生胡逸石に伴われ、長崎丸⁶⁴⁾で日本に渡り、神戸に上陸

した⁶⁵⁾。かれらは、日本到着後、東亜学校にて日本語を中心に学習した後、各大学へと入学し。教育部ではこれら一連の業務に関して、4950円を支出する予算をたてていた⁶⁶⁾。

汪政権は1940年11月26日の第35次行政院会議において教育部長趙正平より日本留学中の公費生・自費生に対し手当支給額の増額などが提案され、承認された⁶⁷⁾。これは、同年9月に派遣した留学生も対象となるものであり、日本外務省から給付される1か月当たり日本円50円⁶⁸⁾では生活が困難であり、中途退学者が発生していることから、成績優秀者の中から公費生70名、自費生30名を選び、毎月日本円20円から40円、1人平均30円を加給するというもので、このため毎月日本円で3000円、中国元換算5000元、年間6万円を必要とした。対象となったのは、国立大学、国立高等専門学校の正規学生、私立大学校、私立専門学校では汪政権教育部が認定した学科の正規学生、さらに予科の学生も正規の学籍がある者は起訴し各保持者に含まれていた。

その後も、汪政権は1944年まで日本への留学生派遣を継続する。

(2) 汪政権の「国外留学規定」

汪政権は、成立から1年余りたった1941年5月、「国外留学規定」全46条を公布した⁶⁹⁾。これは、前年・当年とおこなわれた留日学生派遣のための選考試験実施を経て策定されたものである。そして何より、この「国外留学規定」の根拠として、国民政府による上述の1933年に制定された「国外留学規定」の改訂としていることは、「還都」の言葉を使ってその正統性を主張する汪政権にとって重要である。「国外留学規定」改訂の根拠について、行政院会議に提出された教育部部長趙正平署名の書面には「査するに、国外留学生規定は二十二年四月二十九日に公布されたもので、その年の六月にはまた教育部の修正が加えられた。国府還都後、日本への自費留学を申請する者が引きも切らず、教育部の審査に合格して外交部に出国旅券の発給を申請する者が非常に多い」ことがあげられていた⁷⁰⁾。

内容に関して、維新政府の「留学規定」と異な

る点は2か条しかない。そのひとつは、公費生に関する規定のなかに第20条として「公費生は留学期間内に政府が委託する事項を処理する義務を有す」とするものであり、もう一つは第5章附則に第44条として「辺境・遠方の各地、例えば陝西・甘肅・雲南・貴州・蒙古・西藏・青海・臨夏⁷²⁾・新疆・察哈爾・綏遠などの地方⁷³⁾は、特別な状況のため事情を斟酌して寛大に処理する」としている点である。その他は、公費生採用試験のスケジュール、試験科目、配点、志願者が提出すべき写真の大きさ、検定料にいたるまで、若干の文字の出入りはあるものの、基本的な相違点は見あたらない。すでに述べたように、維新政府の「留学規定」全44か条は国民政府の「国外留学規定」全46か条をほぼ踏襲したものであり、汪政権にいたってようやくもとの形に戻ったのである。

そのいっぽうで、「公立あるいは認可された私立高級中学での卒業成績優良者」を第8条および第26条に書き加えている点、および公費生選抜試験の科目に国民政府時代にあった「党義」を「和平運動理論⁷⁴⁾」に代えて「実際に適合させた」としている点は、汪政権の性格を示す修正点であろう⁷⁵⁾。後者は、すでに指摘した維新政府の「留学規定」において「党義」がはずされた理由と重なってくる。「和平運動」が日本の中国政策において、とりわけ汪政権樹立工作の中でさかんに喧伝されていたのは周知のことであろう。汪政権の存在理由そのものが「和平運動」に由来し、日本との関係を考えれば、重慶にある国民政府のイデオロギーと同義である「党義」を入れるわけにはいかないのは当然である。なお、前者の志願者拡大を目的としたと目される改訂は、「国外留学規定」修正の趣意書とはいささか矛盾する内容である。志願者が引きも切らないほどに殺到するなら枠をしぼるのが普通であり、それによって志願者の質を高めるのが常道であろう。ところが、この改訂はその逆を行っているのである。このことは、「はじめに」でも述べたように、汪政権時期の日本への留学生派遣において、私費生の占める位置が国民政府時期より低下していたことを裏付ける発言であろう。

さて、実務的な改訂である汪政権の「国外留学規定」では、「国外留学生卒業證件登記辦法」が付されているが、これは公費生・自費生の違いによる帰国後の手続の違いを整理しただけであり、特段注意すべきほどのものではない。また、付録として添附されている「履歴書」と「保證書」は、維新政府の「留学規定」が「保證書」「履歴書」の順に収められているのに対して、汪政権の「国外留学規定」ではそれが逆になっているだけで、記入要領である「説明」についても、それぞれに一言一句違いがない。

小結

国民政府の留学政策のもと、1930年には文系55.5%、理系43.9%、その他0.6%であった留学生の専攻科目比率は、すでに1936年には文系46.2%、理系52.5%、その他1.3%と逆転し、翌1937年では文系37.7%、理系62.3%となっていた⁷⁶⁾。下に示した表「汪政権派遣留学生専攻別統計表」から汪政権が派遣した留学生全体を見てみると、文系は14.3%にすぎない⁷⁷⁾。この傾向は、王奇生が「政府の提唱のほかに、ある種の程度以上に国難の瀬戸際にある戦争に備える心理が留学生に反映していた」⁷⁸⁾と、日中戦争全面化以前の1930年代における留学生の傾向を総括した評価と共通するものを、汪政権下の政策が反映していたもいえる。すなわち、こうした点は1935年11月に開催された国民党第5回全国代表大会教育活動報告において、高等教育の部分で特に「(五) 实用学科之注重」との項目を設け、同済大学に理学院、清華大学に工学院、北洋工学院には電機および工学の2学院と航空工学の課程を増設することを提案し、他の大学でも農・工・医学方面の学院・課目の増設を各省市の実情に応じて、不足するものを補うよう提案されている⁷⁹⁾ ことすでに国民政府においても既定の方針となっていたのであり、政策面からもすでに時代の一定の傾向をなしていたのではないだろうか。すなわち、屈辱と体感せざるを得なかった近代の幕開け以来、近代化＝工業化であり、それはそのまま強国の証と理解されていたからである⁸⁰⁾。したがって、日本の力によって成立し維持されていた維新政府や汪政権とはい

え、こうした傾向と無縁ではいられなかったというべきであろう。すなわち、この点もまた、つづく汪政権においても方針として継承され、近代中国の為政者に共通するメンタリテイであったといえる。

また、国外への留学生派遣に限られた国家予算のなかでおこなわれる以上、できるだけ短期間に効果をあげるべく政策を実行するのは当然であり、この点も国民政府も維新政府も汪政権も、変

汪政権時期の日本派遣留学生専攻別統計

専攻	人数	比率(%)
文学	8	4.30
法学	12	6.45
医学	25	13.44
工学	16	8.60
機械	3	1.61
数理	3	0.54
師範	1	1.08
美術	2	1.08
軍事	2	4.30
農科	8	0.54
体育	1	0.54
外交	1	0.54
理科	6	3.22
商科	10	5.38
教育	2	1.08
土木	3	1.61
電機	4	2.15
生物	1	0.54
蚕桑	3	1.61
政経	26	13.97
警察	1	0.54
家政	2	1.08
音楽	1	0.54
未定	45	24.19
合計	186	100.00

出所：『日本侵華教育全史 第三巻』395頁。

原注：「資料来源：汪偽教育部統計室編：

《全国教育統計》，第五集，第21頁。

訳注 ①各専攻名は原文のまま。

②原文「比例」。

③比率の小数点以下の標記原文では不揃いのため、引用に際して下2桁にそろえた。

わるところはなかった。それゆえ、それぞれの政権が策定する留学規定が「党義」の履修を選抜試験の中に入れるか否か、あるいはそれに代えて「和平運動理論」を入れるにせよ、基礎資格や帰国後の業務配属制度など、ほとんど相違のない制度となるのは当然であろう。

註

- 1) 孔繁嶺「抗戦時期的中国留学教育」(『抗日戦争研究』2005年第3期, pp.103~104)。なお、孔繁嶺はこれを「抗戦前後歴年度出国留学学生之留学国別表(1929—1946年)」(中国第二歴史教案館編『中華民國史檔案資料匯編 第五輯第二編 教育(一)』江蘇古籍出版社1997年9月 pp.892~893)から引用している。『中華民國史檔案資料匯編』では、上から下に年代が下る形をとっているのを、引用に際して逆転させ、さらに引用年代も1937~1945年に限定している。「8年抗戦」の範囲での考察の故であろう。
- 2) 汪精衛はあくまでもみずからは国民政府の正統性を表現するために青天白日滿地紅旗そのままを用いたかったのであるが、青天白日滿地紅旗の上に「和平反共建国」の6文字を記した三角の布をつけることで日本側との了解があったという経緯がある。汪政権成立の経緯は、本稿の主旨から言及しない。日本側の汪兆銘工作の中心人物であった影佐禎昭の私的な回想録『曾走路我記』(白井勝美編『現代史資料13 日中戦争5』みすず書房, 1966年7月, 349~398頁)や、金雄白『同生共死の実体』(時事通信社, 1966年)などから、当事者の主張を見ることが出来る。
- 3) 維新政府に関しては、維新政府概史編纂委員会編『中華民國維新政府概史』民国29年3月, が当事者の説明として貴重である。ただし、これは汪政権への合流直前に維新政府の総括として発行された書物であり、維新政府が形式的には梁鴻志という中国人を首班とする政府で、その首都の南京で発行されているにもかかわらず、すべてが日本語で記されている。具体的な執筆者名は明記されていないが、明らかに日本向けの書物であり多くの日本人が政策に関わっていると考えられる。維新政府の性格がよくうかがえる書物である。
- 4) 宋恩榮・余子侠主編曹必宏・夏軍・沈嵐『日本侵華教育全史 第三巻(華東華中華南巻)』人民教育出版社, 2005年7月, 386頁。内訳は、5年間に教育部が派遣した者153名, 1944年に実業部が派遣した者80名, 中日文化協会および東亜青年連盟が派遣した者34名, 統治下の各省市派遣の者39名, となっている。なお、本稿執筆にあたり、本書を手がかりとしたが、後述のように、処々に引用の誤りが散見される。また、本稿執筆に際しては、『中華日報』など、出来るだけマイクロフィルムにあたり、一次史

- 料への接近を試みた。
- 5) 以下に引用した各「留学生規定」などの原文はすべて「自費生」と記されている。
 - 6) 前掲『日本侵華教育全史 第三卷(華東中華南卷)』人民教育出版社, 2005年7月, 386頁)。内訳は、公費生男子54人, 女子17人, 私費生男子105人, 女子10人であった。なお, 日中戦争期間中, 華北では華北政務委員会が「高度な自治」をおこなっており, 日本への留学生派遣はその華北教育総署が担当していたので, 華北からの学生に関する統計は汪政権側で十分に掌握しうるものではなかった(同前書386~387頁)。
 - 7) 周孜正「浅論汪偽時期在日中国留学生的経費来源」(『抗日戦争研究』2005年第3期, 121頁)。周孜生は、「留日学生学籍科別人数統計表及学費来源統計表」(中国第二歴史檔案館所蔵, 国民政府教育部檔案, 五-15356)の引用としている。同史料では, 地域別の総計が432人となっているが, 総計が「四三四人」と記されているので, それにしたがった, とある。
 - 8) 前掲『日本侵華教育全史 第三卷』365~366頁。
 - 9) 同前。
 - 10) 前掲『日本侵華教育全史 第三卷』367頁。「教育部令留日学生一律帰国」『大公報』民国26年10月29日。
 - 11) 前掲『日本侵華教育全史 第三卷』367頁。
 - 12) 前掲『中華民國史檔案資料匯編 第五輯第二編 教育(一)』
 - 13) 黄新憲『中国留学教育的歴史反思』四川教育出版社, 1991年6月, 187~188頁。以下, 1933年の留学規定に関する言及は, 特にことわりのないかぎり本書187~191頁による。なお, 黄新憲『中国留学教育的歴史反思』の中扉には発行年次に関して「四川教育出版社・一九九〇年・成都」とあるが, 奥付には上記の年月が記されている。常識的に, 奥付にしたがった。
 - 14) 原文「体格検査」。
 - 15) 「党義」とは, 文字通り国民党の「党義」であり, 「以党治国」により統治をおこなう国民党にとって, 教化の対象である国民に「党義」を全面的に注入することを必須としていたのは当然であり, 各段階での学校教育はもちろん, 社会教育においても強力に推進しようとしていた(「中國國民黨第四次全國代表大會教育工作報告(一)推行黨義教育」(黄季陸主編中國國民黨中央委員會黨史資料編纂委員會編『革命文獻 第五十三輯 抗戰前教育與學術』中央文獻供應社, 民国60年12月, 133~134頁)。したがって, 国外に留学する学生に対して, 「党義」履修を必須としていたのである。
 - 16) 原文「卒業證書」。後掲の臨時政府「留日自費生ニ對シ發給ノ留学證書ニ關スル暫行條例」でも, 「卒業證書」と訳出している。1枚しかない卒業證書の提出を求めることは考えにくいように思えるが, 筆者が台湾の国史館において史料調査をしたときに, 個人の檔案のなかに日本女子大学発行の実物の卒業證書を発見し, しかも本人が勤務先の学校に提出する必要があるため早期返却を依頼するした書簡が付されていた。檔案の中に卒業證書と返却依頼の書簡があったことは, 卒業證書は1枚しかない以上, 本人の手に戻っていないことを意味している。よって, ここにおいても複数枚発行され得る「卒業証明書」ではなく, 1枚しかあり得ない「卒業證書」の提出が要求されているのである。また, これは後述の汪政権における最初留学生派遣手続に際しても, 卒業證書の提出が求められており, 遺失した場合にかぎり「確実な証明書」でよいとされている(「教育部民國二十九年留日公費生公選辦法」(中国第二歴史檔案館編『汪偽政府行政院會議録(国内本)第三卷』檔案出版社, 1992年10月, 218頁)。
 - 17) 原文「経歴」。
 - 18) 維新政府『政府公報』第35号, 民国28年1月2日(中国第二歴史檔案館編『汪偽国民政府公報 1』江蘇古籍出版社, 1991年8月)。以下, 特にことわりのないかぎり, 維新政府「留学規定」の引用は『政府公報』第35号13~22頁による。
 - 19) 維新政府は, 1938年7月, 私費留学生に関して事前に一定の規定を制定していたという(前掲『維新政府成立概史』222~223頁)。しかし, 民国27年7~8月に発行された維新政府『政府公報』に該当する規定は収録されていない。
 - 20) 「独立学院」については, 「中國國民黨第四次全國代表大會教育工作報告(三)整理大學及專門學校(一)改革大學及專門學校制度」(1931年11月)(前掲『革命文獻 第五十三輯』, 151頁)。これによれば, 1929年夏季休暇後, 国民政府教育部は大学組織法を公布したが, そのなかで大学を文・理・法・教育・農・工商(マ)・医の各学院に分けた。そのうち, 3学院以上設置してあるものを大学, そうでないものを「独立学院」とした。UniversityとCollegeの違いと考えてほほよい。
 - 21) 既出の(16)で述べたように, ここでも原本を要求していると, 解釈する。
 - 22) 原文:「服務証明書」。
 - 23) 原文「初試」。
 - 24) 原文「覆試」。
 - 25) 原文「検査体格」。詳細は記されていない。
 - 26) 原文史料のまま。3項目に区切りはない。
 - 27) 前掲『維新政府成立概史』12頁。句読点, 仮名遣いは原文のまま。
 - 28) 原文「留學國幣」。
 - 29) 2学期以上にわたって報告がなされない場合, 処罰の対象となった。
 - 30) 「」は原文のまま。
 - 31) 「公費留學生一覽表」(前掲『維新政府成立概史』223~225頁)。留学證書を受領しながら留学しなかった学生については, 「不去」と記すのみで, 理由は記されていない。軽々しく断ずることは避けるべきであるが, 日中関係の矛盾, ナショナリズムの昂揚などが背景にあったとも考えられる。
 - 32) 東亜学校については, 日華學會編『日華學會二十年

- 史』昭和15年5月、100～132頁参照。なお、本書の巻頭写真には、関係者肖像に加え、東亜学校校舎および各学寮の様子も掲載されている。
- 33) 「陸思傑履歴書」(昭和15年2月1日付)(JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B05015580500(第18画像)、在本邦留学生便宜供与(入退学、見学、実習等)関係雑件/自費留学生関係 第五卷(外務省外交史料館))。履歴書によれば「思傑」は別号であり、姓名は「陸熙黄」。前掲『維新政府成立概史』225頁に陸思傑の名が記されており、「昭和十一年(民国二十五年)日本明治大学新聞高等研究科卒業」とある自筆履歴書の学歴と、「維新政府成立概史」225頁での年次の記載はないが「日本明治大学新聞科卒業」とある記述は、若干の出入りはあるものの、同一とみなして差し支えあるまい。なお、
- 34) 「入学志望者紹介ノ件」(昭和15年2月8日起草、2月9日発送済)(JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B05015580500(第14～15画像)、在本邦留学生便宜供与(入退学、見学、実習等)関係雑件/自費留学生関係 第五卷(外務省外交史料館))。この第15画像には附箋が添附されており、「同人ハ維新政府派遣ノ当部選抜□学生ニシテ日本語ハ東亜学校三期終了シ居リ人物モ温良ナルモノト認メラルルニ付紹介スルモノト致度 松永」と記されている。他にも、前掲『維新政府成立概史』の「公費留學生一覧表」所載の壽振宇・汪國華・沈学傳の3人についても、上記「入学志願者紹介ノ件」の第21～41画像において確認できる。後3者についても附箋の記載者は「松永」とあり、記載者の個人的配慮からなのか、それとも汪政権成立を目前にして、派遣元の各政権が吸収されることに由来する配慮なのか不明であるが、規定の文面に敢えて付箋を付ける意味の検討が必要であろう。
- 35) 「発給留日自費生留學證書暫行條例中華民國廿八年壹月貳日公布」(JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B05015476800(第236～238画像)在本邦選抜留学生補給実施関係雑件/方針関係第二卷)。タイトルは原文のままであり、原文はタイプ印刷だが、最後の「公布」は毛筆。なお、本資料には邦訳版が収録されており(第234～235画像)、引用に際してはこれによった。ところで、前掲『日本侵華教育全史 第三卷』368～369頁では、これを維新政府の規定として紹介し、出典を維新政府『政府公報』第35号としているが、誤りである。維新政府『政府公報』第35号は、その表紙に民国28年1月2日発行と明記されており、本条例が1939年1月24日付であることと明らかに矛盾する。要するに、史料の所在を誤認したまま議論を展開してしまったのであり、明らかな失態である。『日本侵華教育全史』シリーズのうち、余子侠・宋恩榮『日本侵華教育全史 第二卷 華北卷』人民教育出版社、2005年7月431頁では、本条例を正確に臨時政府の規定としての的確に取り扱っているものであり、シリーズとして刊行する際の、相互の連絡や共同研究が行われたのか、疑問が残る。全体の編集担当者の責任も少なくはない。このシリーズは、中国における最初の本格的かつ総合的に日中戦争期の教育問題を扱った研究であり、最近の研究動向でもある国民政府への正当な評価の試みと同時に、従来からの共産党の根拠地での活動を加えながら、日本の占領統治における教育の役割を検討しようとするもので、意義ある研究である。そうしたなかで、こうした初歩的な資料批判が欠落しているのは、九仞の功を一簣に欠くさらいがあり、きわめて残念である。
- 36) 前掲『日本侵華教育全史 第二卷』431～432頁。
- 37) 在中華民國(北京)大使館參事官堀内干城から外務大臣有田八郎あて添附文書には「……今次事變後閉鎖セラレタルニ依リ支那人ノ本邦留學ニ際シ種々不便ヲ伴ヒ居ルニ付本留學證書ヲ発給シテ初メテ其身元丈ニテモ明カニセントノ趣旨ニシテ……」(引用は原文のまま)とある。なお、この文書は、東亜同文会会長近衛文麿・日華学会会長細川護立にも、外務省文化事業部長から転送されている(JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B05015476800(第229～231画像)在本邦選抜留学生補給実施関係雑件/方針関係第二卷)。
- 38) 「教育部呈國立中央大學、國立上海大學經費支出預算書及審査意見」(1940年6月18日)(前掲『汪偽政府行政院會議録 第三卷』75～94頁)等。なお、この史料は原版的孔版印刷を写真製版したもので、史料性が高い。
- 39) 「教育部審査留日公費生考選委員會組織大綱、考選辦法及支出預算書」(前掲『汪偽政府行政院會議録 第三卷』210～224頁。「留日公費生考選委員會組織大綱」などの審議過程や内容についてその審議議事録も収録されており、そのプロセスを知ることができる。この事項に関しては、特にことわりのないかぎり、本史料による。
- 40) 前掲『日本侵華教育全史 第三卷』377頁。
- 41) 前掲『日本侵華教育全史 第三卷』377頁。なお、同書によれば、考選委員会の委員として教育部高等教育司司長錢慰宗、同部秘書徐漢、同部參事徐公美、同部普通教育司司長徐季敦、同部社会教育司司長嚴恩柞、同部督學趙如珩、編審孫振および徐義範の8人がその任にあたった。7月9日付で4人増員されて合計15人の委員会となるので、当初のメンバーは上記ですべてであった。
- 42) 前掲『日本侵華教育全史 第三卷』377頁。同書では「教育部留日公費生考選辦法(民國二十九年年度)」のように、年度を()に別にと表記している。これは、先の「教育部留日公費生考選委員會組織大綱」も同様である。本稿では、管見のかぎり最も一次史料に近い『汪偽政府行政院會議録 第三卷』収録のものを資料来源とするので、史料タイトル表記もそれに従った。また、前掲『日本侵華教育全史 第三卷』377頁では、6月27日に第一次會議を開いて、その場で「教育部留日公費生考選委員會組織大綱(民國二十九年年度)」を策定したように記しているが、本文で述べたように、第十五次行政院會議に提出された同委員会報告から見ると、その段階では確定し

- ていない。
- 43) 原文「列席」。
- 44) 前掲「教育部留日公費生考選委員會組織大綱」(『汪偽政府行政院會議録 第三卷』209～210頁)。
- 45) 「教育部民國二十九年度留日公費生考選辦法」には「蒙疆華北兩處呈請行政院諮議該地方政府選拔」とあり、蒙疆政權と華北政務委員會の統治地域を別扱いしている。
- 46) なお、以下の申請書類のうち、2部(2葉)提出が求められているものは、1部(1葉)を申請窓口となる各省市の教育行政機関で保存し、1部(1葉)を中央の教育部に送付する。
- 47) サイズ、無帽指定などは記されていないが、維新政府の「留学規定」では「4寸」と指定があった。また、常識的に考えて、帽子をかぶった証明写真はあり得まい。
- 48) 原文のまま。人材を秤に懸ける意味をそのままもっている。従って、試験を行って選抜するのとは異なる意味で用いられている。
- 49) 原文:「検驗体格」。
- 50) 先には「武昌」でも一次試験を実施することとなっているが、選抜単位としての記載はない。漢口に含まれているものと判断する。
- 51) 「正規生」は原文「正取生」,「補欠」は原文「備取生」。
- 52) 前掲『日本侵華教育全史 第三卷』378頁。
- 53) 前掲『日本侵華教育全史 第三卷』378頁では、同年10月の汪政權「教育部工作報告」を根拠に、一次試験終了後に日本に対して10名の増員を要請したように記してあるが、行政院會議録では7月9日段階ですでに要請している(前掲「教育部留日公費生考選委員會組織大綱」(『汪偽政府行政院會議録 第三卷』210～211頁))。したがって、本文に記したように、この段階で日本側との交渉が決着したと判断した。
- 54) 前掲「教育部民國二十九年度留日公費生考選大綱」(『汪偽政府行政院會議録 第三卷』211頁)。
- 55) 「湖北」と漢口との関係、およびもともと2か所で実施することになっていた二次試験を4か所に拡大した理由は不明。時間が切迫していたために、受験生の便を考慮したのかも知れない。
- 56) 原文:「専門科学(依拠報考者之擬習科目分別試験)」。「専門科学」が加わったことは、前掲『日本侵華教育全史 第三卷』378頁。もともとの「考選大綱」にはない。
- 57) この問題について、実際の募集要項などをまだ入手していないので、最終的な判断はつきかねる。
- 58) 原文:「特許者」。
- 59) 前掲『日本侵華教育全史 第三卷』378頁。以下、具体的な日本派遣留学生の行動は、特にことわりのないかぎり同書378～379頁による。
- 60) 『中華日報』民國29年8月20日。他の新聞は、未見。前掲『日本侵華教育全史 第三卷』378頁。
- 61) 前掲「教育部民國二十九年度留日公費生考選大綱」(『汪偽政府行政院會議録 第三卷』222頁)。「大綱」ではどこでだれからの訓話を聴くのかまでは記されていない。
- 62) 「通行証」「防疫証」は原文のまま。「護照」「旅券」などと記されていない理由は不明。なお、「防疫証」が現在の「予防接種証明書(イエローカード)」と類似のものであるとは思われるが、こちらも詳細は不明。
- 63) 前掲『日本侵華教育全史 第三卷』378頁では「聆訓」、前掲「教育部民國二十九年度留日公費生考選大綱」(『汪偽政府行政院會議録 第三卷』222頁)では「聴訓」。意味は同じであるが、使っている文字が異なる。また、後者から、こうした派遣予定者の行動がすでに決まっていたスケジュールに従っていることがわかる。
- 64) 当時、上海—長崎は1昼夜で結ばれており、5000トンの長崎丸は上海丸、神戸丸とならぶ代表的な高速船であった。
- 65) 前出「陸思傑履歷書」(昭和15年2月1日付)(JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B05015580500(第18画像))には、「上陸地神戸」とある。その後、入関手続きを済ませた後、東海道本線で東京へ向かったのであろう。
- 66) 「教育部民國二十九年度留日公費生考選委員會支出預算書」(前掲『汪偽政府行政院會議録 第三卷』223～224頁)。以下に、それを添附する。この金額の1人あたり経費が、果たして妥当なのかどうか判断がつかかねるが、付き添いで日本まで往く係員の旅費が、全体の4分の1弱を占めるのは、多少高いようにも思える。
- 67) 「教育部呈請酌予留日公費生及自費生津貼擬具津貼辦法及經費支出預算書」(1940年11月26日)(前掲『汪偽政府行政院會議録 第四冊』518～524頁)。「國外留學生津貼辦法」がその具体的規定であり、全13条からなっていた。
- 68) 1940年当時、日本の物価水準については、週刊朝日編集部『値段の 明治・大正・昭和風俗史』朝日文庫1987年。同書によれば、当時の大学卒で大蔵省入省のキャリア官僚の初任給は75円、また山手線初乗り運賃は5銭であった。
- 69) 教育部「國外留學規定」民國30年5月(國民政府文官處印鑄局『國民政府公報 第壹玖零號』中華民國三十年六月二十日, 17～25頁)(中国第二歴史檔案館編『汪偽国民政府公報』江蘇古籍出版社, 1991年8月)。これには、「國外留學規定」の標題の下に、「民國三十年五月奉院令修正公布」とある。本文中にも記したように、これは國民政府が1933年に制定した「國外留學規定」を「修正」したという意味である。
- 70) 「行政院第五捌次會議討論事項第壹案附件」(前掲『汪偽政府行政院會議録 第七卷』20～21頁)。
- 71) 民国17年におかれた県名。甘肅省皋蘭県の南。
- 72) 省名、県名が入り乱れている理由は不明。
- 73) 原文:「和運理論」。
- 74) 前掲「行政院第五捌次會議討論事項第壹案附件」。
- 75) 王奇生『留学与救国 抗戰時期海外学人群像』広西

師範大学出版社，1995年12月，26頁。原文では、「文法商教」「理工農医」「其他」とあるものを、それぞれ「文系」「理系」「その他」と訳出した。

- 76) 前掲『日本侵華教育全史 第三卷』365頁。本書の著者は、これを汪政権教育部統計室編『全国教育統計 第五集』，21頁からの引用と注記している。
- 77) 前掲『留学与救国』26頁。王奇生は、それに続けて、「当時の留米学生の中では工学を学ぶ者が最も多く、なかでも航空工学はこれまた留米工学生が最も熱心に究めようとするものであった」(26頁)，と述べている。
- 78) 行政院「中國國民黨第五次全國代表大會教育工作報告（一）高等教育（五）實用學科之注重」（1935年11月）（前掲『革命文獻 第五十三輯』，173頁）。なお，学院は日本の大学の「学部」に，課目は「学科」にあたる。
- 79) 王奇生も、「近代における留学生の専攻選択は，中国知識人の国家観と民族意識とを余すところなく反映していたのである。国家民族を大前提として，“中国に最も益となるものを選ぶ”ことが，この世代の学び手に共通する信念であった」（前掲『留学与救国』27頁）と述べている。

教育部民國二十九年度留日公費生考選委員會支出預算書

款項目節	臨時門	
第一款	留日公費生考選委員會經費	
第一項	辦公費	4950
第一目	文具 (原注1)	1400
第二目	郵電	300
第三目	印刷 (原注2)	150
第四目	消耗 (原注3)	250
第五目	廣告 (原注4)	400
第二項	膳宿旅費	2950
第一目	膳宿費 (原注5)	640
第二目	旅費 (原注6)	610
第三目	護送員旅費 (原注7)	1200
第四目	搬運費 (原注8)	500
第三項	茶話會費 (原注9)	300
第四項	予備費	300

出所 中国第二歴史檔案館編『汪偽政府行政院會議錄 第三卷』223~224頁。

原注 (1) 試卷□張筆墨簿籍等

原注 (2) 印刷申請書、履歷書、留學證明書報告書等

原注 (3) 茶水雜用一切消耗等

原注 (4) 南京上海兩處登載招生錄取等廣告

原注 (5) 初試錄取計一百□五名覆試日餐連同事人員計十六桌以六元計需九十六元又正取生二十五名在京聽訓三日每天中晚餐桌計廿四桌需一百四十四元以在滬二日每名每日以八元計二十五名需四百元在京擬借宿教員養成所

原注 (6) 正取生二十五名由京赴滬三等火車車票廿五張□張以十元計又派員四人赴各處接洽初試事宜及主 覆試事宜往返旅費及膳宿費□均每人九十元計

原注 (7) 護送員二名每人旅費六百元

原注 (8) 上下火車搬運行李雜費等

原注 (9) 稟請中日來賣在京開茶話會一次

注 「原注 (1) ~ (9)」は、原史料では「説明」の項目